

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還等請求控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

証 拠 説 明 書 (5)

2010年 月 日

大阪高等裁判所 11 民事部 係 御 中

控訴人ら代理人 弁護士 中 島 光 孝

控訴人ら代理人 弁護士 辻 公 雄

控訴人ら代理人 弁護士 吉 川 法 生

控訴人ら代理人 弁護士 門 松 真 由

控訴人ら代理人 弁護士 阪 口 徳 雄

頭書事件につき、甲A第 121 号証ないし 甲A第 123 号証の立証趣旨を以下のとおり説明します。

書証番号	標 題	作 成 者	立 証 趣 旨
甲A第121号証	上申書（原本）	■■■■	多くの者が被控訴人の募金活動に疑義を持っていること、一審判決に疑問を持っていること等。
甲A第122号証	上申書（原本）	■■■■	多くの者が被控訴人の募金活動に疑義を持っていること、一審判決に疑問を持っていること等。
甲A第123号証	報告書（原本）	■■■■	福岡でペットショップをを営んでいた■■■■氏が2008年9月14日林俊彦及び川端加

		<p>津子両名の訪問を受け「レスキュー」の名目で51頭の犬をだまし取られたこと（資料2，資料3・4頁），AAが上記犬について「福岡レスキューの援助金」を募集していたこと（資料6），2008年10月27日現在上記援助金の寄付が54万円になっているとの報告はあるが，その使途についての具体的な報告はないこと，前記51頭のうち7頭の所在が不明になっていること（資料5），AA代表林俊彦がAAからの費用請求（資料1）に対し■■氏が支払わないこと等を理由として■■氏を告発する旨ブログに記載したこと（資料9・2頁）等。</p> <p>以上の事実によりAAが「レスキュー」名目で詐欺又は強迫ないしこれに準ずる態様で犬の所有権を取得し，「レスキュー援助金」名目で寄付を集めるなどのことを，「広島DPの犬」の支援金以外にも行っていたこと等。</p>
--	--	--